

11月は「過労死等防止啓発月間」です！

しごとより、いのち。

過労死等防止対策推進法では、11月を「過労死等防止啓発月間」としており、厚生労働省では、その一環として過重労働解消キャンペーンを11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしております。

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

このため、事業主には過労死等防止のための取組として、次の事項の実施が求められます。

- ◎長時間労働の削減
- ◎働き方の見直し
- ◎職場のハラスメントの予防・解決
- ◎過重労働による健康障害の防止
- ◎職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ◎相談体制の整備等

この期間に労使協力し、過労死をゼロにして、健康で充実して働き続けることができる社会の実現を目指しましょう。

働くことは、生きること。仕事は、いのちです。
でも、働き過ぎで心身の健康を損なうことは、健康にあってはならないこと。
どんなに時代や働き方が変化したとしても、それは変わりません。
あなたの職場環境のこと、みんなと一緒に考え直してあげませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

STOP! 過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

岩手会場 過労死等防止対策推進シンポジウム

「パワハラは発生は予防できるのか？ 過労死のない社会を目指して」 津野 香奈美 氏
(岩手県立大学経済学部教授、ヘルス＆パフォーマンス専門家)

2025年11月6日(木) 14:00~16:15 (受付13:30~)

サンセール盛岡 3階 大ホール
(盛岡市盛岡区盛岡1-1-1)

参加無料(事前申込)

お問い合わせはこちら
https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

11月は過労死等防止啓発月間です。

過労死等啓発月間には、過重労働解消キャンペーンを実施しています

- 1 労使の主体的な取組を促進します**
使用企業と労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。
- 2 労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します**
都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集し、広く紹介します。
- 3 長時間労働が疑われる事業場などへの重点監督を実施します**
長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。
- 4 労働相談を実施します**
11月1日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。
令和7年11月1日(土) 9:00~17:00 ☎ **0120-794-713** (フリーダイヤル)
11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談はとっライン」で相談をお受けしています。
相談窓口の詳細 ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>
- 5 過重労働解消のためのセミナーを開催します** **参加費無料**
事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を開催します(無料でご参加いただけます)。
※詳細は専用ホームページをご覧ください。
専用ホームページ ▶ <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kaiyu-kaishou/>

11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します **参加費無料**
過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。
※全国47都道府県で48回開催(無料でご参加いただけます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。
専用ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります
大企業・委託事業主による長時間労働の削減等の取組が、現況中小事業主への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない雇用増進や急な仕替えなどにはやめましょう。
「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

労働相談はこちら



過重労働解消セミナーはこちら



過労死等防止対策シンポジウムはこちら



「しわ寄せ」防止キャンペーンはこちら



勤務間インターバルを導入しましょう ～事業主の努力義務です～

働き方関連法に基づき労働時間等設定改善法が改正され、H31年4月より、終業時刻から次の始業時刻の間に一定時間の休息を確保することが事業主の努力義務として規定・施行されており、この休息のことをインターバル時間といいます。「勤務間インターバル制度」とは、勤務終了後から一定時間以上のインターバル時間を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保しようとするものです。

具体例としては、始業時刻を午前8時、インターバル時間を11時間と設定した場合、23時まで残業をしたとすると、次の日の午前10時から始業させることや21時以降の残業を禁止し、次の日の始業時刻以前の勤務を認めない等の方法が考えられます。

勤務間インターバル制の導入により、従業員がインターバル時間を確保できるようになることで、①従業員の健康維持・向上、②従業員の確保・定着、③生産性の向上、が期待されます。

なお、「働き方・休み方改善ポータルサイト」内で、全業種をはじめとし、建設業、食品品製造業、社会福祉施設・介護事業、宿泊業・飲食サービス業等さまざまな業種ごとの導入・運用マニュアル(冊子)がダウンロードできます。

少子高齢化に伴い人手不足が続く状況下、各事業場においては、労働者の定着のためにも勤務間インターバル制度の導入を積極的にご検討願います。



働き方・休み方改善ポータルサイトはこちら



岩手県最低賃金は令和7年12月1日から、時間額1,031円に改正されます。最低賃金は、年齢やパート・学生など働き方の違いにかかわらず、働く全ての人に適用されます。日給の方や月給の方が最低賃金額以上の支払となっているかは、各会社の所定労働時間で割り戻して時間額を計算し、比較してみましょう。

なお、厚生労働省では、最低賃金を引き上げる中小企業・小規模事業者に向けて、各種支援策を実施していますので、是非ご利用ください。

最低賃金額との比較方法

▶ 日給の方
日給
(円) ÷ (時間) = (円) ≥ 岩手県
最低賃金
1,031円

▶ 月給の方
月給※
(円) ÷ (時間) = (円) ≥ 岩手県
最低賃金
1,031円

※参入しない手当等 時間外・休日・深夜割増手当、精皆勤手当
通勤手当、家族手当、臨時に支払われる手当
1か月を超える期間ごとに支払われる手当

賃金引上げ特設ページ



支援助成金パッケージ



業務改善助成金



「いわて年末年始無災害運動」が始まります 11月は準備期間です！

本県においては、12月から1月にかけての寒冷期に発生する転倒災害の約6割、交通労働災害の約5割が凍結路面など冬季特有要因によるものとなっており、冬季における労働災害防止が極めて重要となっています。また、年末年始は慌だしさも加わり、労働災害のリスクが高まる時季です。

このため、本年も12月1日から令和8年1月31日まで、「いわて年末年始無災害運動」を展開します。11月はその準備期間となります。

また、岩手労働局では、冬季間における転倒災害を防止するため、12月から2月までを「冬季転倒災害防止対策強化期間」と定め、「いわて年末年始無災害運動」と連動し、転倒災害防止に取り組みます。
各事業場においても、各労働災害防止団体等と連携し、冬季特有災害を防止しましょう。

いわて年末年始無災害運動

実施期間：令和7年12月1日～令和8年1月31日
〔準備期間：令和7年11月1日～令和7年11月30日〕

あなたの安全家族の願い
年末年始も無災害

本県においては、例年、12月から1月にかけての厳冷期に発生する転倒災害の約6割、交通の労働災害の約5割が道路凍結など冬季特有要因によるものとなっており、冬季には特に各労働災害防止団体が重要となっています。また、これから迎える年末年始は、忙だしさも加わり、労働災害のリスクが高まる時季となります。

このため、「令和7年度ひまわり未来生活創出推進計画」は、関係者間で職域・安全確保の重要性の認識を高め、労働災害防止活動を的確に把握して対策を講じていくための重要な取組と位置付け、準備期間を含めて、各労働災害防止団体等が実施する年末年始無災害運動と連動しながら、労働災害の根絶に向けた取組を強力に推進するものです。



主催者 岩手労働局/岩手労働災害防止団体連絡協議会
協議会構成団体：(公財) 岩手労働基準会/建設労働災害防止協会/岩手県支庁/福上貨物運送事業労働災害防止
岩手県支庁、港湾労働運送事業労働災害防止協会/北岩手県支庁/岩手県支庁、林業、木材製造事業労働
防止協会/岩手県支庁、岩手県採石業労働組合(公財) ボイラ、クレーン安全協会/岩手県労働局(公財)
/岩手県防犯協会/岩手県建設労働組合(協) 労働者健康安全機構/岩手産業保険組合支店センター

冬季特有災害の防止のポイント

▶積雪・凍結による転倒・墜落災害の防止！

危険マップ作成等による見える化、
敷地・通路の除雪、融雪剤の散布、
滑り難い靴の着用

作業時のヘルメット着用

▶車両のスリップの防止！

余裕を持った車両運行計画の作成

速度を抑え、早めのブレーキ
ブラックアイスバーンに注意

▶雪下ろし時の墜落防止！

ヘルメット・命綱着用徹底

▶火災・火傷の防止！

▶一酸化炭素中毒の防止！
屋内での発電機等の使用禁止

▶凍結・緩みの繰返しによる土砂崩壊防止！

▶作業時の保温と体操の実施！

▶強風によるハウス倒壊、雪崩に注意

除雪機械の有資格者作業の徹底

除雪機の着氷除去時のエンジン停止

